

会 員 各 位

一般社団法人 白井工業団地協議会
代表理事 野水俊夫

粉じん作業に係る特別教育のご案内

当協議会では従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。

今回の「特定粉じん作業」の業務は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせる時は、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を事業者は行わなければなりません。(労働安全衛生法第59条第3項・粉じん障害防止規則第22条) このため、「特定粉じん作業」に常時従事する作業者に対して、「粉じん作業特別教育規程」に基づく特別の教育を行うことが事業者には義務づけられております。

つきましては、安全衛生の向上を図るため、(一社)船橋労働基準協会のご協力、を得て、「粉じん作業に係る特別教育」を実施することとしました。

この機会に是非、受講されるようご案内いたします。



記

- 1 日 時 8月20日(金) 9:00~15:00
(開始10分前には、お集まりください)
- 2 場 所 白井市公民センター (白井市中98-17)
- 3 受 講 料 16,000円 (テキスト代・受講料・昼食代・会場費等)
会員外はプラス2,000円
- 4 締 切 日 8月4日(水) 15時まで
- 5 申 込 方 法 ① 申込書
② 受講料
③ 身分確認証明書(写し)
(身分確認のため、住所がわかる免許証(写し)、健康保険証(写し)を添付してください)

* 以上、①~③を添えて、締切日までに事務局へお申し込みください。
※締切日以降のキャンセルにつきましては、返金出来かねますので、
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 6 定 員 20名
(10名に満たない場合、中止になることがありますので、ご了承ください。)
- 7 持 ち 物 筆記用具
- 8 講習科目
- | | |
|---------------------|--------|
| ①粉じんに係る疾病及び健康管理 | 1 時間 |
| ②粉じんの発散防止及び作業場の換気方法 | 1 時間 |
| ③作業場の管理 | 1 時間 |
| ④関係法令 | 1 時間 |
| ⑤呼吸用保護具の使用の方法 | 0.5 時間 |
- 9 そ の 他 本教育の修了者には、修了証を交付します。

***** 注意事項 *****

- ◎ マスク着用のご協力をお願いします。
- ◎ 発熱等の症状があり、体調に不安がある場合にはご遠慮ください。
- ◎ 全館・全敷地内禁煙となります。
- ◎ 時間厳守でお願いいたします。

ご理解ご協力の程、よろしくをお願いいたします。



一般社団法人 白井工業団地協議会
事務局 塚原
白井市中98-17 (白井市公民センター内)
TEL : 047-491-0224
FAX : 047-491-0222